ようごせつめいいちらん **の用語説明一覧**

掲載ページ	ょうご 用語	#2001 説明
※1 (表紙)	ちいききょうせいしゃかい じつげん 地域共生社会の実現	「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」という考え方です。
※2 (4ページほか)	みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は地域住民の中から選ばれ、 こうせいろうどうだいじん 厚生労働大臣から委嘱を受けた人です。それぞれの 地域において、住民の見守り活動や福祉・子育てな どのお困りごとに関する相談活動を行っています。
※3 (4ページほか)	ちくふくしいいん 地区福祉委員	市内に 33 の地区福祉委員会が組織され、地域の 特徴や実情に合わせた助け合い・支え合い活動を 行っています。自治会、高齢クラブなど、地域の団体 から参加する人や、民生委員、ボランティアなど、 ないます。もなくなくしいいよう。 を対しています。 をがしています。 をがしていまな。 をがしていまな。 をがしていまな。 をがしていまな。 をがしていまな。 をがしなな。 をがしななななななななななななななななななななななななななな
※4 (4ページほか)	まいきほうかつしぇ ん 地域包括支援センター	かい にほけんほう かくくしちょうそん せっち きだ かられている 介護保険法で各区市町村に設置が定められている ちいまじゅうかん ほけん ふくし いりょう こうじょう ぎゃくたいぼうし 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、 きうごうてき おこな きかん でき 下りでする 大き 下りでする できる できる かい できる かいこと ほう できる とき かん できる できる という にいる という にんしょう いっぱん という にんしょう はんしょう いっと いっぱん にんしょう にんしょう いっぱん にんしょう いっぱん にんしょう いっぱん にんしょう いっぱん にんしょう にんしょう いっぱん にんしょう にんしょく にんしょう にんしょう にんしょう にんしょく にんしょ にんしょく にんしょく にんしょく にんしょく にんしょく にんしょく にんしょく にんしょく に
※5 (4ページほか)	しくちょうそん (市区町村) しゃかいふく しきょうぎかい 社会福祉協議会	地域福祉を推進する団体として社会福祉法に規定され、各市区町村に1つ設置されています。福祉のまちづくりを地域ぐるみで推進する民間の自主的組織として、地域住民や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成されています。
※6 (4ページ)	コミュニティソーシャ ルワーカー(CSW)	地域密着の生活・福祉の相談員です。地域で、悩み でとや困りごとを抱えた方の話を聞き、関係機関等 を連携して解決の支援を行い、地域福祉の推進役と して活動しています。
※7 (5ページ)	スクールソーシャル ワーカー (SSW)	子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校や家庭が抱える課題に対し、環境面からのアセスメントに基づき、専門的な知識と技術で福祉的支援を行います。教職員や保護者と連携し、相談に応じたり、必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携を図ります。社会福祉士または精神保健福祉士とうの資格が必要です。

^{けいさい} 掲載ページ	ょうご 用語	せつめい 説明
※8 (10ページほか)	あか は ねきょうどうぼきん 赤い羽根 共 同 募金	はいぶくしほう さだ ちぃきふくしすいしん 社会 福祉法に定められた地域 福祉推進のための ままきからきょうどうほきんかい はいぶんけっていいいんかい 募金です。大阪府共同募金会の配分決定委員会での しゃかいふくしきょうぎかい ふくししせっ はいぶん 審議を経て、社会福祉協議会や福祉施設へと配分され、福祉活動に活用されます。
※9 (17ページ)	せんりょうご 権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの こうれいしゃ 高齢者や、認知症の高齢者、障がい者、子供などの ニーズ表明を支援し代弁することです。
※10 (22ページ)	さいがいじょうえんごしゃしえん 災害時要援護者支援 せいど 制度	災害時や災害が発生するおそれがある場合に、重度の障がいや要介護状態にあり自ら避難することが困難で、避難するために特に支援が必要な在宅のが困難で、避難するために特に支援が必要な在宅のが、近くで、災害時要援護者)に対し、安否確認や避難誘導などの支援が適切かつ円滑に行えるよう、地域支援組織との連携により、地域で支え合う安心・安全のネットワークづくりを目指すものです。
※11 (22ページ)	ふくしひなんじょ 福祉避難所	災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所です。社会福祉事業を行う施設等のうち、一定の条件を満たす施設を市で指定しています。
※12 (22ページ)	じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	災害時や災害が発生するおそれがある場合に、助けたりでは、 をいの精神による自主的な活動を推進するため、 で、常時から災害に備えて啓発活動や防災訓練などを行う地域住民等を中心として自主的に結成された組織です。 を記述した。 たいましゅうみんとう ちゅうしん として自主的に結成された組織です。 まらないかい きぎょう がっこう ちいま サークル等さまざまな単位で結成されています。